

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年1月10日

新潟市選挙管理委員会

委員長 真島 義郎

新潟市選挙管理委員会訓令第1号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（昭和53年新潟市選挙管理委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第5条から第9条までの規定（見出しを含む。）中「表示板」を「表示」に改める。

別記様式第6号中「船舶用表示板」を「船舶用表示」に、「拡声機用表示板」を「拡声機用表示」に改める。

別記様式第7号中「表示板再交付申請書」を「表示再交付申請書」に、「何用表示板」を「何用表示」に改める。

別記様式第7号の2中「新潟市長選挙」を「選挙」に改める。

別記様式第7号の3中「年執行」を「年  月  日執行」に、「新潟市長選挙」を「選挙」に、「新潟市選管」を「新潟市選挙管理委員会」に改め、同様式備考を次のように改める。

備考 大きさは縦1.3センチメートル横2.0センチメートルとする。

別記様式第7号の4中「新潟市長選挙」を「選挙」に改める。

別記様式第28号中「年  月  日」を「年  月  日執行」に、「(選挙区)」を「区選挙区」に改め、同様式備考を次のように改める。

備考1 番号には確認届順位を記載するものとする。

2 用紙は、特別の紙質、模様、すかし等を用いることができる。

3 大きさは、縦2.5センチメートル、横3.5センチメートルとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年3月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規程による改正後の公職選挙法等執行規程の規定は、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される新潟市議会議員の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された新潟市議会議員の選挙については、なお従前の例による。